

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	近畿地方整備局長 第13号
指定の有効期間	令和6年8月2日から 令和11年8月1日まで
機関の名称	株式会社 技研
主たる事務所の住所	大阪府大阪市北区天満4丁目12番9号 電話番号 06 (6356) 3695
代表者氏名	代表取締役 石田 恵一
業務区域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者 検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号) 第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	全ての建築物、建築設備及び工作物
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定

建築基準法(昭和25年法律第201号)より抜粋

- 第77条の25(秘密保持義務等) 指定確認検査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員(確認検査員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 指定確認検査機関及びその職員で確認検査の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。